

平成24年度固定資産税（償却資産）の申告のお知らせ

法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、器具、備品などを償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

平成24年1月1日現在、市内に償却資産を所有する人は、多少にかかわらず申告してください。申告書などは、12月上旬に発送予定です。申告書が届かない場合はご連絡ください。

償却資産とは

土地と家屋以外の事業の用に供することのできる有形の固定資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。ただし、次の資産は固定資産税上償却資産の対象となりません。

- 自動車税・軽自動車税の課税客体
- 耐用年数1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- 取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）

課税対象となる償却資産の一例（業種別抜粋）

業種	償却資産
共通	舗装路面・外構・看板・パソコン・コピー機・レジスター
小売店	商品陳列用家具・冷蔵庫・冷凍庫
飲食店	接客用家具・ <small>ちゅうぼう</small> 厨房設備・カラオケセット・冷蔵庫・冷凍庫
理・美容業	理容および美容機器・サインポール・テレビ
駐車場	駐車装置・照明などの電気設備
工場	旋盤・金型・プレス機器・洗浄給水設備・溶接機
建設業	パワーショベル・ポータブル発電機
ガソリンスタンド	給油配管設備・洗車機・独立したキャノピー
農業・漁業	農業用機械・農業用器具・漁船



申告書の提出方法 来年1月31日(火)までに資産税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課へ

- ※提出期限間近は窓口が混雑します。申告書の書き方が分からない場合は、下記の書類と印鑑を持参して、お早めに資産税課へご相談ください。
- 市から送付した償却資産申告書
- 確定申告書
- 固定資産台帳など減価償却資産の明細の分かる書類



※申告がない場合は、条例に基づき10万円以下の過料が科されることがあります。また、償却資産の訪問調査および帳簿確認調査を行っています。申告誤りなどがあった場合は、現年度を含め最長5年さかのぼって更正することになります。

eLTAX（エルタックス）で電子申告ができます

津市では、固定資産税（償却資産）の申告にeLTAXを導入していますので、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告できます。

なお、事前に利用届けが必要ですので、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

HP

